

サツマイモ基腐病被害に対する支援策の説明会

日時：令和 8 年 1 月 7 日（水）10:00～
13:30～

場所：知覧文化会館

日時：令和 8 年 1 月 8 日（木）10:00～
場所：頬娃文化会館

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

(1) サツマイモ基腐病被害に対する令和 8 年産に向けた支援について

(2) 申請書類等について

※申請様式は南九州市ホームページ掲載

インターネット検索：南九州市 基腐病 申請書

(3) 質疑応答

(4) さつまいも栽培講習（南薩地域振興局）

4 その他

5 閉 会

※申請書受付日程

○南九州市：令和 8 年 1 月 9 日（金）～ 16 日（金） 8:30～17:00 ※平日のみ
場所：南九州市役所：農業振興課、知覧農林係、川辺農林係

○JAいぶすき：令和 8 年 1 月 13 日（月）～ 15 日（水） 9:00～16:00
場所：西部ブロック茶業センター 会議室

○JA南さつま

知覧：令和 8 年 1 月 8 日（木）～ 9 日（金） 9:00～16:00

場所：南部営農センター

川辺：令和 8 年 1 月 9 日（金） 9:00～16:00

場所：川辺支所経済課

令和7年産サツマイモ基腐病被害に対する令和8年産に向けた支援策

1 被害率

令和7年産と平成30年産との比較

3割以上の被害率（被害が著しいほ場）

3割未満の被害率

※ただし、基準年より増収した場合は事業対象としない。

(1) 10a当たり換算での比較

申請全体数量にて、比較する。

(2) 平成30年産実績は、過去実施した事業申請時の数値を引用する。

※新たな申請者については、実績（平成30年）の提出が必要

※平成30年がない場合は、単収が一番多い直近年の実績を提出する。

※出荷量の証明は、出荷・販売伝票ではなく、**出荷量証明書**とする。

※令和7年産で、出荷を終えていない分は、**集荷量証明書に見込み数量**を加える。

2 他事業との重複は不可

農地耕作条件改善事業（堆肥）との重複は不可

3 資材等の購入時期

令和7年産かんしょの初出荷後から令和8年3月31日までの購入等

※ただし、国への事業実績報告を4月1日前後に提出しなければならないため、

請求書等は2月末の提出とさせていただきますので、早めの購入をお願いします。

（フリー苗、堆肥散布、他作物への転換は、3月25日の提出とさせていただきます。）

※トンネル栽培等早期栽培は3月15日までに苗を植付け、3月15日までに使用したトンネル資材となります。

4 作業日誌

作業日誌は必須

5 事業内容

◎防除対策への支援【補助率：1/2（消費税は除く）】

資材購入は、かんしょの初出荷日以降の日付が補助対象

（ア）ほ場の残渣の処理

腐熟促進剤の購入費（土壤改良材は対象外）

- ・分解ヘルパー
- ・石灰窒素
- ・三菌酵体
- ・ビオライザー
- ・バイオマスター
- ・TANAKA 50
- ・バイオチャージ
- ・ラクトキング
- ・ラクトマックス
- ・バイオグッド HG
- ・ビートルパワーファーマー

※令和7年産においてかんしょの栽培をしていないほ場に散布した

場合は、事業対象外

※苗床での使用は、事業対象外

(イ) ウィルスフリー苗及び健全な種いもの利用

- ・ ウィルスフリー苗

※本ほ植え付け用のフリー苗購入（直接植付用、苗床増殖用）で、種いも生産目的で購入する苗は、事業対象外

- ・ 健全な種いも

※ウィルスフリー苗で生産された種いもの購入費は対象

（上限：購入量は 10a に対して 80 kg、価格：270 円／kg）

※蒸熱消毒されている種いもも同様に対象

重要

「みちしづく」、「こないしん」、「べにはるか」、「べにまさり」、「シルクスイート」、「べにひなた」、「あまはずき」、「くりかぐや」等は品種育成機関と許諾契約が締結されている種苗会社等から購入した苗、種いもが補助事業の対象となります。許諾契約を締結していない販売業者等が苗を増殖しての販売、種いもを生産して販売されたものは事業対象外となりますのでご注意ください。

ただし、許諾契約をしている種苗会社等から販売業者等が苗又は種いもを購入し、増殖しないで販売されている場合は、その苗及び種いもは補助事業の対象となる。

「コガネセンガン」、「シロユタカ」、「べにさつま」は、許諾契約が不必要な品種であることから補助事業の対象となる。

(ウ) 苗及び苗床の消毒

- ・ 健全なかんしょ苗を生産するに当たって、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等

○苗床

- ・ クロールピクリン（ピクリン剤）等

- ・ バスマミド微粒剤

- ・ ガスターD微粒材

★米ぬか
★糖含有珪藻土 } 土壌還元消毒に使用するものに限る。

○苗

- ・ ベンレート水和剤

- ・ ベンレート T 水和剤

- ・ トップジンM水和剤

※自家苗採取による種いもの蒸熱処理費用も助成対象

(エ) トンネル栽培等早期栽培の推進

- ・ 3月15日までに植付け+資材を使用した分 これ以降は対象外

資材→トンネル支柱・被覆資材・ベタ掛け資材（不織布等）

- ・ 貼付マルチ（めーでるシート）

※被覆資材を設置したほ場の写真を求める場合があるので、必ず写真を撮るようにお願いします。

※使用ほ場は、防風ネット等を設置して近隣ほ場への飛散をさせないよう必ず対策を行ってください。

(オ) 堆肥の散布

施肥量 2,000 kg/10a が上限

※「農地耕作条件改善事業（堆肥）」との重複は不可

※堆肥散布後にかんしょ栽培をすることが条件

{堆肥散布→他作物栽培（緑肥、キャベツ、ニンジン、ダイコン等）→かんしょ栽培の場合は使用した堆肥は事業対象外}

※苗床で散布した堆肥は事業対象外

※袋入り堆肥等は、申請用紙に「製品名・容量・単価・使用面積」を必ず記入してください。

※特殊堆肥（たい肥又は動物の排泄物）として県に届け出がされているものが対象。

◎被害が著しいほ場への対策 【補助率：1/2（消費税は除く）】

○減収率3割以上（令和7年産で栽培したほ場が対象）

①土壤消毒剤 ②被覆資材

・土壤消毒のための薬剤（殺センチュウ剤を除く）の購入費

・土壤消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く）の購入費

※「被覆資材のみ」は、事業対象外

③他作物への転換 【補助率：定額 30,000 円/10a】

令和8年3月31日までに他作物を栽培し、令和8年産はかんしょを栽培せずに、令和9年産はかんしょを栽培する。

※全ほ場の写真及び栽培記録日誌の提出が必須

（ほ場地番、撮影日、播種及び定植日、鋤込及び収穫日は必ず整理すること）

※実績書類提出期限までに他作物の播種または定植を終わらせてください。

原則4月1日以降も他作物があるほ場が対象

※7、8月に申請圃場にさつまいもが栽培されていないか確認を行います。

その際に栽培の確認をした場合は、事業対象外

◎防除用機械の導入 【補助率：1/2（消費税は除く）】

○購入する場合に必要な経費を支援

【対象となる機械等】

①防除用機械（動力噴霧機、ブームスプレーヤ、ドローンなど）

※ドローン等は、システムの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータを取得するのであれば、そのデータの保管について、ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

②マルチャー（①と併せて導入するものに限る）

③深耕プラウ（60cm以上の反転耕が可能なものに限る）

④整地用機械（ロータリーを除く。③と併せて導入するものに限る）

⑤レーザーレベラー

⑥乗用トラクター

※専らサツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用し、③、④または⑤を併用するためこれらと併せて導入するものに限る。

※APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

⑦蒸熱処理装置

【注意事項】

- ・いずれの支援内容も、既存の農業機械等の代替として同種・同能力のものを再度導入することはできない。
- ・国庫補助事業等により農業機械等の導入に対する支援を受けた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を満たしていること。
- ・導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入（毎年更新）すること。
- ・機械導入後は機械利用の状況（作業日誌等情報）を記録し、要請があった場合は速やかに機械利用状況の提供に協力すること。
- ・農業機械等の導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

◎申請先

○昨年申請時の数値を活用するため、

過去に事業を申請した団体（JA若しくは市役所）へ提出してください。

※申請されていない方については、

令和7年産で最初にかんしょを出荷したところが JAの場合⇒JAに申請
JA以外の場合⇒市へ申請

○申請について

※7年産初出荷後に納品・購入が済んでいる資材等の請求書等は、今回の申請時に提出をお願いします。

【注意】国への申請期間が短いため、期間内の提出にご協力ください。

期限後については、受付できませんのでご了承ください。

○今後のスケジュール

☆資材等の請求書等の提出期限（提出期限までに納品・購入・他作物への転換取り組みを実施してください。）

◎令和8年2月27日（金）17時まで

取り組み内容	提出物
ほ場の残渣処理	請求書等
苗及び苗床の消毒	（納品日、資材名・容量、単価、数量、金額がわかるもの）
トンネル栽培等早期栽培の推進	
土壤消毒剤及び被覆資材（減収率3割以上）	

◎令和8年3月25日（水）17時まで

取り組み内容	提出物
ウィルスフリー苗及び健全な種いもの利用	請求書等（納品日、資材名・容量、単価、数量、金額がわかるもの）
堆肥の散布	
他作物への転換（減収率3割以上）	ほ場作物写真、栽培作業記録表

※以上の提出期限内に、取り組みの実績報告（請求書等）の提出が無い場合は、その取り組み内容の資材等は申請取り下げとさせていただきますのでご了承ください。